

## 安城市議会の個人情報の保護に関する条例（案）パブリックコメント意見募集結果

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和5年1月6日（金）～令和5年2月6日（月）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（1月号）及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 議事課、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ内）並びにへきしんギャラクシープラザ及び各地区公民館 ※議会ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メールで議事課まで提出

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 1名
- (2) 意見総数 7件
- (3) 提出方法 電子メール1件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう（4月号）、議会ウェブサイト、議事課、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ内）並びにへきしんギャラクシープラザ及び各地区公民館

### 3 提出された意見及び市の考え方について

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの （ 0件 ）
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの （ 2件 ）
- C：現行案とおりにしたもの （ 3件 ）
- D：案に関連する質問など （ 2件 ）

番号	条例案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	条例案への反映	意見区分
1	全体	案の内容を読み、現行条例である「安城市個人情報保護条例」は、遵守されてきたのか疑問に思った。この条例は完全に実行されてきた、もしくは適用されてきたのか。①何一つ、条例違反はなかったのかどうかを問います。条例違	① 制定される条例についての意見募集ですので、現行条例の個別具体的な適用内容については回答できませんが、条例自体がそもそも遵守されるべきものと考えます。 ② もし、条例に違反する運用が起りそうな場合又は起こった場合には、それに対応するために行政手続条例、行政不服審査法	開示（第4章第1節）、訂正（同第2節）及び利用停止（同第3節）に規定があります。	D

		<p>反があった場合、それは何か、また、そのようなことが今後発生しないような対応は、②改正案の、どこにされていますか。提示願いたい。対応すべきだが、いまだされていないのであれば即対応してほしい。</p>	<p>及び行政事件訴訟法等の各種の規定に基づき、是正及び救済の措置が採られることになると考えます。また、本条例案に規定されている開示請求、訂正請求及び利用停止請求も、個人情報に係る個人の権利利益を守るための是正手段の一つです。</p>		
2	<p>第10条 従事者の義務について</p>	<p>議員等は、「不当な目的に利用してはならない。」とあります。</p> <p>①過去、議員等が不当な目的に利用したことはあったのか。あったのであれば、その内容を開示願いたい。</p> <p>②結果として、勘違いによる不当目的の利用ではあっても、是正する手段などを、本条例に盛り込んでほしい。</p> <p>③もしも、盛り込まれない場合は、訴訟によって是正措置を採らせるように意図している条例と考えて良いですか。</p>	<p>① 制定される条例案についての意見募集ですので、現行条例の個別具体の適用の内容については回答いたしかねます。</p> <p>②③保有個人情報の不当な利用があった場合の是正のための手段としては、まずは、開示請求後に利用停止請求（第38条）を行うことが考えられます。よって、是正の手段は、すでに本条例案において規定されています。</p>	<p>利用停止（第4章第3節）の是正措置があり、ほかに苦情処理の規定（第49条）もありますので、現行案のとおりとします。</p>	B
3	<p>第18条 開示請求権について</p>	<p>開示請求権があることからして、本市では、電磁的記録を文字にした場合、その記録を破棄していると思うが、他市と同様に電磁</p>	<p>電磁的記録のまま開示することを可能にすることについて、今回の条例案及び他の条例規則等の内容には含まれておりません。</p> <p>全庁的な電子機器や体制の整備にかかわ</p>	<p>検討はしておりますが、将来的な課題でありますので、今回は、現行案のとおりとします。</p>	C

		<p>的記録の保持及び開示は可能ですね。これに対応可能になるよう各種条例、規則等の改正はしていますか。していなければ改正してほしい。少なくとも、電磁的記録が文字記録に100%変換されていることは必要ですし、電磁的記録データからしか得られない情報があります。これゆえの修正を求めます。</p>	<p>る課題ですので、来年度からすぐに対応できるようにすることが難しく、今後の課題と考えています。</p>		
4	<p>第31条 訂正請求権について</p>	<p>①本条例は、附則により令和5年4月1日から施行するとなっている。これ以前の件について、訂正請求を求める場合は、民事訴訟にて行う、という理解になりますか。当然、謝罪及び損害賠償請求等は行われることになる。</p> <p>この場合、あきらかに、個人情報を保有している者には、非がなく、議会、議員に非がある場合は、訴訟費用は全額議会、議員負担と考えてよいか。もしも、このような訴訟を避けたいのであれば、過去の訂正に関しては、遡及する、という条令にさせていただくこと</p>	<p>4（訂正請求権）と5（利用停止請求権）は、内容が重複するのでまとめて回答します。</p> <p>①②現行の安城市個人情報保護条例においても、訂正請求及び利用停止請求についての規定はあります。令和5年3月31日以前になされた、議会が保有する個人情報に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、従前の安城市個人情報保護条例の規定により事務がなされます。このことは、12月議会で議決され公布された「安城市個人情報の保護に関する法律施行条例」の附則第3条第3項において規定されています。</p> <p>また、今回の条例案が施行された後に</p>	<p>いずれについても、本条例案及び執行機関側の安城市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の中ですでに整理されているか、現行法の中ですでに一定の措置が講じられていることから、現行案のとおりとします。</p>	C

を求めます。

②また、第31条 3「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならぬ。」とあるが、常時保有個人情報が公開されており、訂正は誰の目から見ても自明な場合は、どのような取扱いをするつもりか。議長として訂正を放置したことに対する責任及び罰則等はあるのか、ないのか。ないのであれば、この罰則等を設けていただきたい。とともに長期に放置されたことに対する罰則の公開及び慰謝料等の支払いのルール設定を求める。

③なお、公文書内の事項についても、訂正請求権は実行できますか。

なっても、その施行日より前に議会が保有することになった個人情報について、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしていただくことも可能です。この場合は、今回の条例案の規定により事務を行う予定です。

また、現行条例においても、今回の条例案においても、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の内容に不服がある場合は、議長に対して不服審査請求をするか又は裁判所に対して行政処分取消の訴えを提起することができます。これらの是正・救済措置により対処できる限りにおいて、民事訴訟を提起する必要は必ずしもないものと考えます。

それらの救済措置や是正措置とは別に、民事法上又は国家賠償法上の損害賠償請求等を求めて訴えを提起することについては、本条例の内容とは直接関係がありません。よって、個別の訴訟を提起する場合の、慰謝料の支払いや訴訟費用の負担についても、回答することができません。

② 訂正決定等又は利用停止決定等を行うことの前提として、まず開示請求を行って

			<p>いただき、開示決定等を受けることが必要となります。</p> <p>本条の規定に基づく開示決定等を経て、訂正請求又は利用停止請求がなされた場合には、本条例に基づき所定の期間内に議長が各請求に係る決定等を行う必要があります。もしかかる請求をしたにもかかわらず、決定等がなされない場合の救済手段として、行政事件訴訟法における不作为の違法確認の訴えや義務付けの訴えを提起することが想定されます。</p> <p>よって、本条例において独自の救済手段を規定することは必要がないと考えております。</p> <p>③ 議会事務局が保有する公文書内の事項について、それがご本人についての保有個人情報であれば、議長に対して開示請求を行っていただいた上で、訂正請求又は利用停止請求を行っていただくことができます。</p>		
5	第38条 利用停止請求権について	①本条令は、附則により令和5年4月1日から施行するとなっている。これ以前の件について、利用停止請求を求める場合は、民事訴訟にて行う、という理解になります。	同上	同上	C

すか。当然、謝罪及び損害賠償請求等は行われることになる。

この場合、あきらかに、個人情報を保有している者には、非がなく、議会、議員に非がある場合は、訴訟費用は全額議会、議員負担と考えてよいか。もしも、このような訴訟を避けたいのであれば、過去の訂正に関しては、遡及する、という条令にさせていただくことを求めます。

②また、第38条 3「利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。」とあるが、常時保有個人情報が公開されており、利用停止は誰の目から見ても自明な場合は、どのような取扱いをするつもりか。

議長として利用停止を放置したことに対する責任及び罰則等はあるのか、ないのか。ないのであれば、この罰則等を設けていただきたい。とともに長期に放置されたことに対する罰則の公開及び慰謝料等の支払いのルール設定

		を求める。 ③なお、公文書内の事項についても、利用停止請求権は実行できますか。			
6	第47条 適用除外について	「まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため（中略）議会に保有されていないものと見なす」は、この理由にしてしまい、開示を避けることができるため、この条文は削除していただきたい。職務怠慢としか見られません。しかもこの規定自体が明確な数値基準ではないため、恣意的な運用に繋がりがねません。	保有個人情報のうち、第47条の規定により議会が保有していないとみなすことについて、第4章第4節の審査請求の規定を適用除外としていないのは、第47条の規定を恣意的に解釈適用することを防ぐ意図があるからです。 第47条の規定の適用について、明確な基準は確かにありませんが、それが適用された場合にその適用に疑義を感じた開示請求人等は、審査請求をすることができ、その場合は、安城市情報公開・個人情報保護審査会が第三者の立場から審査することになります。	かかる仕組みにより恣意的な運用は防ぐことができると考えておりますので、現行案のとおりとします。	B
7	第6章 罰則について	全体として、懲役、罰金、過料としか表示していない。刑事罰、行政上の秩序罰を明確に区分せずに、条例に記載している。どこの法律から来ているのか、根拠を明確にすべきではないのか。	今回の条例案における罰則規定は、普通地方公共団体においては、地方自治法第14条第3項により、2年以下の懲役、100万円以下罰金及び5万円以下の過料等を科する旨の規定を条例で定めることができるとされていることによるものです。 かかる範囲内であれば、普通地方公共団体は、法令に特別の定めがなくとも、条例で罰	まず、本条例は、法律の委任を受けて制定する条例ではありません。そして、左記のとおり、地方自治法の規定により、普通地方公共団体は条例で罰則を定めることができるため、それを受けて本条例で罰則を定めるものです。よって、現行案のとおり	D

		<p>則を定めることができます。</p> <p>罰則の対象については、執行機関側に適用される「個人情報の保護に関する法律」の罰則規定（第8章）の内容と同等にしておりますが、過料についてのみ、上記の地方自治法の規定による上限がある関係で、執行機関側の過料と上限額が異なります。</p> <p>なお、罰則規定の内容や運用については、事前に検察庁との協議を行っており、内容等に問題がないことを確認しております。</p>	<p>とします。</p>	
--	--	--	--------------	--